

長岡信用金庫(長岡市)

- 代表者 理事長 山田 敬司
- 事業内容 信用金庫（中小企業金融業）
- 労働者数 191人（男性99人、女性92人）



認定企業における次世代育成支援の取組の概要は次のとおりです。

1. 計画期間内に、男性職員の育児休業取得について、取得率10%以上とすることを目標とし、会議、新入職員研修等で育児休業取得の奨励を図り、育児休業を取得しやすい環境の整備に努めた結果、男性職員の育児休業取得率が47%となり、目標を達成しました。
2. 計画期間内に、年次有給休暇の取得について、一人あたり年間平均11日以上とすることを目標とし、連続休暇制度やリフレッシュ休暇制度の取得について、全職員向けに文書を発信し、年次有給休暇の取得促進について周知を行い、また、取得しやすい環境作りのため、担当者間の協力体制の意識付けを図った結果、令和6年度の年間平均が12.40日となり、目標を達成しました。
3. 計画期間内に、地域の子供たちの健全育成のため、金融教育を実施することを目指し、学校等からの仕事体験などの依頼について、積極的に周知を図った結果、令和6年度に長岡市内中学校1校（6名）を受入れ、目標を達成しました。
4. 計画期間内において出産した女性労働者に占める育児休業等をした女性労働者の割合が93%となりました。
5. 令和7年2月に規程を改定し、所定外労働の制限を小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に認め、法を上回る規程を整備しています。
6. 所定外労働の削減のための措置として、原則毎週水曜日にノー残業デーを実施しています。
7. 年次有給休暇の取得促進のための措置として、リフレッシュ休暇（3日）を導入しています。

<事業主からのコメント>



長岡信用金庫は経営方針のひとつに「職員の資質向上を図り明るい店づくりを進めます」を掲げ、ハード面、ソフト面、共に改善を図りエンゲージメントの向上に努めております。
これからも職員全員が活力あふれる業務を行えるよう、働きやすい職場環境づくりに取り組んで参ります。

くるみん認定基準



1. 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。
2. 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。
3. 策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。
4. 策定・変更した行動計画について、公表および労働者への周知を適切に行っていること。
5. 計画期間における、男性労働者のうち育児休業等を取得した者の割合が10%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。または計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて20%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。

＜労働者が300人以下の企業の特例＞

上記5. を満たさない場合でも、①～④のいずれかに該当すれば基準を満たす。

- ① 計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること（1歳に満たない子のために利用した場合を除く）、かつ当該男性労働者の数を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
 - ② 計画期間内に、中学校卒業前の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること、かつ、当該男性労働者の数を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
 - ③ 計画期間とその開始前一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が10%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
 - ④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること、かつ、当該男性労働者の数を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
6. 計画期間における、女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。

＜労働者が300人以下の企業の特例＞

上記6. を満たさない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が75%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していれば基準を満たす。

7. 3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置または始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。
8. 計画期間の終了日の属する事業年度において、フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であり、かつ月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。
9. 次の①～③のいずれかの措置について、成果に関する具体的な目標を定めて実施していること。
 - ① 所定外労働の削減のための措置
 - ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
 - ③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
10. 法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。